

○指名停止業者一覧

指名停止の期間	商号又は名称	主たる営業所の所在地	指名停止の理由 (別表の該当号)
令和7年5月26日から 令和8年5月25日まで	新明和工業株式会社 流体 事業部 営業本部 関西支 店	大阪府大阪市	独占禁止法違反 (別表第2第2号)
令和7年10月30日から 令和8年10月29日まで	株式会社COMTAS 京都 営業所	京都府京都市	不正又は不誠実な行為 (別表第2第5号)
令和8年2月2日から 令和8年8月1日まで	大日コンサルタント株式会社 西日本支社	大阪府大阪市	独占禁止法違反 (別表第2第2号) ※第4条第3項(指名停止の 期間の特例)適用
令和8年2月2日から 令和8年8月1日まで	株式会社トーニチコンサル タント 西日本支社	大阪府大阪市	独占禁止法違反 (別表第2第2号) ※第4条第3項(指名停止の 期間の特例)適用
令和8年3月26日から 令和9年3月25日まで	有限会社堂坂ジェットクリ ナー工業 宇治支店	京都府宇治市	不誠実な行為 (別表第2第5号)